5 議案第74号関係

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、平成31年1月1日から施行	1 この条例は、平成31年1月1日から施行
する。	する。
(この条例の失効)	(この条例の失効)
2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、そ	2 この条例は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、
の効力を失う。	その効力を失う。